

平成二十四年十二月
定例会の概要

平成二十四年十二月定例会は、十二月二十七日に開会し、平成二十五年一月三十日まで三十五日間の会期で開きました。

定例会初日の二十七日には、会期を決定しました。

一月十日には、市長の所信表明が行われ、その後、九月定例会から継続審査となっていた平成二十三年度島原市一般会計歳入歳出決算の委員会審査結果報告を受け、決算を認定しました。引き続き、二件の専決処分報告を受け、専決処分の一議案を承認し、市長から提出された議案の上程、説明が行われました。

十五日から十八日には、十四名の議員の一般質問を行い、十八日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案の委員会付託を行いました。

二十一日から二十三日、二十五日には、各常任委員会、予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の三十日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受けて、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は七議案を可決し、委員会提出議案「島原市議会会議規則の一部を改正する規則」

「島原市議会委員会条例の一部を改正する条例」「島原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を可決し、議員提出議案の「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について」を可決しました。

また、島原市副市長の選任について、柴崎博文氏に同意しました。

議会ひとくちメモ (32)



○定例会と臨時会

定例会は、付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会の会議のことをいいます。定例会は、あらかじめ付議する事件を告示する必要はなく、一般質問を含め、議会の権限に属するすべてを審議することができ、地方自治法では「定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならぬ」と定めており、島原市議会においては、島原市議会定例会規則において「毎年二月又は三月、六月、九月及び十一月又は十二月に定例会を招集する」としています。

これに対して臨時会は、必要がある場合に随時招集される会議であり、緊急を要するものを除き、あらかじめ告示された事件に限って審議することができるとされています。

また、昨年の地方自治法の改正では、条例で定めるところにより、定例会・臨時会とせず、年間を通して会期（通年議会）とすることができるようになり、いずれかを選択できるようにになりました。

島原市議会是有線テレビ

FMラジオで放送されています。

カボチャテレビ・ひまわりてれび FMしまばら（88・4メガヘルツ）

会期日程

十二月	
二十七日（木）	本会議 会期決定
二十八日（金）	休会
一月	
九日（水）	休会
十日（木）	本会議 市長の所信表明、委員会審査報告、表決、議案上程、説明
十一日（金）	休会 議案調査
十二日（土）	休会
十三日（日）	休会
十四日（月）	休会
十五日（火）	本会議 一般質問（四名）
十六日（水）	本会議 一般質問（四名）
十七日（木）	本会議 一般質問（四名）
十八日（金）	本会議 一般質問（二名） 議案質疑、委員会付託
十九日（土）	休会
二十日（日）	休会
二十一日（月）	委員会 付託案件審査（総務委員会）
二十二日（火）	委員会 付託案件審査（産業建設委員会）
二十三日（水）	委員会 付託案件審査（教育厚生委員会）
二十四日（木）	休会 議事整理
二十五日（金）	委員会 付託案件審査（予算審査特別委員会）
二十六日（土）	休会
二十七日（日）	休会
二十八日（月）	休会 議事整理
二十九日（火）	休会 議事整理
三十日（水）	本会議 委員会審査報告、表決